

○水戸市納豆の消費拡大に関する条例

令和4年6月24日
水戸市条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、納豆が健康の増進に効果的な食品であること及び本市の代表的な特産品として広く認知されていることを踏まえ、納豆の積極的な消費拡大を図ることで、市内産業の活性化及び市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、納豆が健康の増進に効果的な食品であることの情報発信に努めるとともに、納豆の消費拡大に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第3条 納豆の生産、販売等に関する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、納豆の更なる品質向上に努め、納豆の消費拡大に向け主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市及び事業者は、納豆の消費拡大に関し、市民の協力が得られるよう努めるものとする。

(連携及び協力)

第5条 市、事業者及び市民は、納豆の消費拡大に関し、相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

(納豆の日の制定)

第6条 市は、納豆を活用した健康の増進に関する市民の関心及び理解を深めるとともに、事業者及び市民と連携した取組を推進するため、納豆の日を定める。

2 納豆の日は、7月10日とする。

(嗜好等への配慮)

第7条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。